



TOHOKU UNIVERSITY

LAW SCHOOL

東北大学 法科大学院



2015

今こそ優れた法曹が求められるとき

法学研究科長 渡辺 達徳

平成16(2004)年に法科大学院が全国で開設されて10年が経過しました。この間、法科大学院および司法試験制度を取り巻く環境は、大きく変わってきました。しかし、複雑化、多様化、国際化の速度を増す今後の社会において、優れた法曹が、ますます求められていることに変わりはありません。

法科大学院における学習は、法律学の中でもいわゆる実定法解釈と呼ばれるものを中心に進められます。しかし、東北大学法科大学院では、それにとどまらず、「冷静な頭脳と暖かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見すること」および「具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察すること」を、優れた法曹が持つべき資質と能力として掲げ、法律実務の実践や法曹倫理の修得とともに、法と哲学、歴史学、社会学、経済学、政治学といった隣接学問領域の学習にも意を用いています。

その理由は、上に記した諸領域の学習を積むことにより広い視野と専門性を身に付けることは、いわば実定法解釈の前提ないしは下支えとして不可欠な知的営みであると考えられるためです。すなわち、私たちが歴史的に経験してきたことを、上に掲げたような隣接学問の知見というフィルターを通して観察すると、そこからは、新たに生起してくるであろう問題の萌芽・兆しを察知し、それへの法的対応を考えるための示唆を得ることができます。その重要性を改めて私たちに気付かせたのが、東日本大震災でした。

社会を観察して問題を発見し、多様な角度から分析・検討を加え、その問題の生起を未然に防止するとともに、現実が発生した問題を適切に解決する、という一連の知的作業は、とりもおさず、優れた法曹が持つべき資質と能力を意味するといえます。東北大学法科大学院を志望する皆さんが、今後、法に携わる者として不可欠な資質と能力を身に付け、優れた法曹として巣立っていただくことを切に願っています。



東北大学法科大学院で共に学びましょう

法科大学院長 成瀬 幸典

東北大学法科大学院は「優れた法曹」の養成を目的としています。法律の専門家である以上、法曹には、法体系の構造を正確に把握し、それを使いこなすことが求められますが、「優れた法曹」として備えるべき資質と能力の多くは、実は、「優れた社会人」として求められる資質と能力に他なりません。法曹の仕事の本質が、社会に生じた問題を当事者に寄り添って法律という道具を活用しながら解決することにあることに照らしたとき、「優れた法曹」であるためには、正確な法的知識を備えた優れた社会人であることが求められているのです。

最近、司法試験の合格率の低迷や司法修習修了後の就職難等の理由から、法科大学院を志す人が減少しています。しかし、社会において法律を用いて解決すべき問題が減少しているわけでもありませんし、法曹に期待されている役割や法曹が備えるべき能力に大きな変化が生じているわけでもありません。ですから、私たちは、法曹養成制度を取り巻く社会状況の変化に的確に対応する必要性は認めつつも、設立当初から掲げている「優れた法曹」の養成という目的を変更しようとは考えていません。むしろ、このような厳しい状況に直面している今こそ、設立当初の理念を常に念頭において、迎え入れた学生の皆さんの教育に当たらなければならないと強く考えています。

本法科大学院のカリキュラムの特徴、施設の様子、法科大学院修了後のキャリア支援活動等は、他の法科大学院のそれらと比較しても、劣るものではないと自負しています。法曹を志す多くの方が、東北大学法科大学院を選んでくださることを心から期待しています。



教育の理念と方法

アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適正と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

「優れた法曹」を養成します

社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことが期待されています。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っています。また、同じ職種でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なります。

東北大学法科大学院では、どのような職種や専門分野においても、次に掲げる6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質と能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指します。

- (1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。
- (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。
- (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。
- (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。
- (5) 他者とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。
- (6) 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えることにより、どのような道に進んでも、また社会の変化に伴い法曹に期待される役割が変化しても、社会に貢献し続けることができるでしょう。

「優れた法曹」の養成に向けて、 東北大学法科大学院では次のような教育を行います

I

理論的基礎の体得に向けた段階的教育

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ創造的に対処するためには、法の理論についての深い理解が必要です。第1年次科目、基幹科目（第2年次）、応用基幹科目（第3年次）と、基本7法を繰り返しかつ段階的に学ぶカリキュラムにより、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させることを目指します。

II

理論と架橋した法曹実務教育

主として実務家教員が担当する実務基礎科目や、研究者教員と実務家教員が連携して担当する基幹科目などを通じて、裁判所の判例をはじめとする、実務で運用されているさまざまなルールについて学ぶとともに、実務のルールの背後にある理論について深い理解を得ることを目指します。実務を理論と関連付けて理解することによって、将来、実務の運用に主体的かつ創造的にかかわるための能力を養います。

III

先端的・学際的・現代的・国際的な科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを生かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野について充実した選択科目（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）を提供します。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げることができます。

IV

少人数クラスによる徹底した双方向教育

必修科目について、少人数クラスを編成し、徹底した双方向教育を行います。教員と学生、学生同士の議論を通じて、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、他者とコミュニケーションするための能力を向上させることを目指します。

■ 教育のプロセス

法曹となるまでの道筋

法科大学院は、入学までに十分な法学の知識を有していない者（法学未修者）は3年間の課程を、十分な法学の知識を有していると認められる者（法学既修者）は、第1年次の履修が免除されて、2年間の課程を履修することが、それぞれ修了の要件とされています。

東北大学法科大学院では、法学未修者・法学既修者に分けて入学試験を実施しています。法学既修者としての選考を希望する者は、第2希望として、法学未修者としての選考を併願することができます。その場合、第2次選考では、法学専門科目筆記試験と小論文試験の両方を受験することになります。



カリキュラム

第1年次科目 (必修 計30単位)

第1年次生(法学未修者)を対象とする必修科目です。基本7法について、第2年次以降の科目の履修に必要な基礎的な知識を修得することを目的としています。

また、第1年次科目の学修を円滑に行うための科目として、第1年次導入科目(※)を設けています。

憲法 / 行政法 / 民法I・II・III / 刑法 / 商法 / 民事訴訟法 / 刑事訴訟法 / (※法律基礎演習)

基幹科目 (必修 計28単位)

第2年次生を対象とする必修科目です。伝統的な学問分野ごとの科目に細分化せず、公法、民事法、刑事法という大括りの枠組みで授業を提供します。研究者教員および実務家教員が連携して担当し、理論と実務の双方の観点から、実体法と手続法を総合的に学ぶことができます。

実務公法 / 実務民事法 / 実務刑事法

L2・3科目

応用基幹科目

(第3年次生対象 各2単位 4単位まで)

基本7法に関し、第3年次生を対象にして開講される選択科目で、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力等を向上させることを目的としています。

応用憲法 / 応用行政法 / 応用民法 / 応用刑法 / 応用商法 / 応用民事訴訟法 / 応用刑事訴訟法

基礎法・隣接科目

(各2単位 4単位以上選択)

法と哲学、法と歴史学、法と社会学、法と経済学、法と政治学といった、隣接学問領域との関係において法のもつ意義を学ぶための科目です。これらの科目を履修することによって、視野を広げ、法学全体を体系的に理解するためのさまざまなアプローチを知ることができます。

法学の基礎(L1)/日本法曹史演習/西洋法曹史/実務法理学I・II/実務外国法/ヨーロッパ法(EU法)/現代アメリカの法と社会/法と経済学 / 外国法文献研究I・II・III

実務基礎科目

(必修 計10単位 選択必修4単位以上)

豊富な実務経験を有する実務家教員が主に担当する科目です。実例ないし事例を素材として、より実践的側面を意識しながら、法律問題の解決に必要な能力と技能を高めることを目的としています。

必修科目(計10単位)

法曹倫理 / 民事要件事実基礎(第2年次生対象) / 民事・行政裁判演習(第3年次生対象) / 刑事裁判演習(第3年次生対象)

選択必修科目(各2単位)

リーガル・クリニック / ローヤリング / エクスターンシップ / 模擬裁判(第3年次生対象)

選択科目(各2単位)

リーガル・リサーチ(第1・2年次生対象) / 民事法発展演習 / 刑事実務基礎演習 / 刑事実務演習I・II・III

展開・先端科目

(各2単位 16単位以上選択)

先端的分野、国際関連分野、学際的分野を対象として開講される科目です。これらの科目を自由に選択して履修することによって、将来法曹として活躍するために必要な、広い視野と専門性を養うことができます。

司法試験選択科目関連科目

環境法I・II / 租税法基礎 / 実務租税法 / 経済法I・II / 倒産法 / 応用倒産法 / 実務労働法I・II / 知的財産法I・II / 知的財産法発展 / 国際法発展 / 国際法発展演習 / 実務国際私法I・II

その他の科目

医事法 / 金融商品取引法 / 金融法 / 企業法務演習 / 商取引法演習 / 民事執行・保全法 / 社会保障法 / 少年法・刑事政策 / 国際人権・刑事法 / トランスナショナル情報法 / ジェンダーと法演習 / リサーチペーパー(第3年次生対象)

各年次に履修科目として登録できる単位数の上限

各年次に履修科目として登録できる単位数の上限は、第1年次34単位、第2年次36単位、第3年次44単位です。

修了に必要な単位数

修了には、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、および展開・先端科目16単位以上を含む、計96単位以上を修得しなければなりません。

授業紹介

Ⅲ 第1年次科目 Ⅲ 刑法

教員から

成瀬 幸典 教授

本講義は、法学未修者（第1年次生）が、刑法総論（ある行為が犯罪であるというために満たさなければならない要件を明らかにする分野）と刑法各論（殺人罪などの個々の犯罪を扱う分野）に関する基本的知識を修得することを目的としています。第2年次の「実務刑事法」、第3年次の「刑事裁判演習」と段階的に進展する刑事法分野のカリキュラムの基礎となるものです。法科大学院用に作成した独自の教材を学期の初めに配布し、予習をしてきてもらった上で、質疑応答を中心とした授業を実施しています。

本講義では、法学部で行われる刑法の講義と内容的にほとんど同じものを約半分の時間数で扱うので、学生の皆さん、特に初めて刑法を学ぶ人にとっては、予習・復習の負担はかなり重いようです。しかし、毎年、後期の半ば頃になると、質疑応答の内容などから、刑法的な思考になじんでいる人が増えているを感じるようになります。地道な勉強の積み重ねにより、学生が能力を開花させるのを目の当たりにできるのは、法科大学院で教育に携わることの大きな喜びの1つです。



受講生から

横山 裕美さん

刑法は独学だと教科書の文章が難解で、異説も多く、答案作成に苦労します。しかし、成瀬先生の授業では平易な言葉で説明することが求められ、判例を重視した汎用性のある基準を修得し、答案作成に生かすことができるようになります。先生の、時には思いもよらない問いかけと、学生の応答の中で、たくさんの盲点に気づき、落としてはいけない重要な点を確実に認識していきます。予習は予め設問や必読判例が指定してもらえるので特に困ることはありません。講義は緊張感がありますが、とても楽しく、充実しています。先生も親切で、講義の後はいつもみんなの質問に答えてくださいます。

Ⅲ 基幹科目 Ⅲ 実務民事法

教員から

森田 果 准教授

第1年次または法学部の授業では、さまざまな法ルールといういわば「公式」を学ぶわけですが、公式の知識だけでは実務家としては足りません。実務家にまず必要な能力は、クライアントが述べる雑然とした事実と直面したときに、その事実についてはどの法ルールを使うべきなのかを判断した上で、その法ルールを適用するとどのような法的解決が導かれるのかを明らかにし、適切な助言を与える能力です。このように、法ルールという抽象的な公式を具体的な事案で「使う」能力を養うのが第2年次の授業です。

数学では問題演習で公式の使い方を覚えるように、法ルールも、具体的な裁判例を題材にしてその適用の仕方を学ぶことが効果的です。そこで、会社法の裁判例を中心とした独自の教材を利用して、質疑応答をベースとした授業を展開しています。また、授業の進行・理解を助けるために、パワーポイントによるスライドも活用しています。会社法という分野は、社会経験のない多くの人にとっては実感の湧きにくい分野である上に、急速に変化し続ける分野でもあるので、学習は大変かもしれません。しかし、基本的な視点さえ身に付けば、3つのエージェンシー問題を中心とした案外単純明快な世界であると分かってくるでしょう。



受講生から

渡邊かおりさん

会社法は、それが使われる場面の具体的なイメージが湧きにくく、苦手意識を持っていた分野でしたが、この授業で裁判例の「読み方」を修得することにより、興味を持って学習することができるようになりました。授業では多くの裁判例が題材にされ、裁判例の事案はどのようなものか、それをどのような視点で分析すればよいのか、裁判所はどのような分析を加えているのかを考えられるようになっており、それについてスライドを用いながら分かりやすい言葉で解説がなされます。初めは大変ですが、このようにして裁判例を「読む」ことが、会社法を理解する鍵だったのだと気づくことができると思います。

Ⅲ 実務基礎科目 Ⅲ エクスターンシップ

教員から

佐藤 裕一 教授(弁護士)

毎年9月上旬にエクスターンシップ生が法律事務所を訪れます。初めこそ、準備した机で緊張した面持ちで六法全書などをめくっていますが、「事件で裁判所の法廷に行くぞ!」と言うと、目がキラキラと輝き出します。法廷でも裁判官や代理人の発する一言一句を聞き漏らすまいと必死で、その意味あいについて一生懸命に頭をフル回転させているのが判ります。

普段勉強している実体法や訴訟法の知識というツールが具体的な事件でどのように使われているのかを身をもって体験してもらいたい、そして現実の事件処理における証拠の評価の重要性にも気がついてほしいのです。1週間という短い期間ですが、弁護士の仕事が如何に慌ただしく大変で、またそれ故にやりがいにつながっているかということを実感してもらいたいですね。いつか、法廷で相対峙する日を楽しみに待っています。



受講生から

並木 駿介さん



「弁護士は実際にどのような仕事をしているのか。」私はこのような疑問から本科目を受講しました。実習では、法律相談や法廷活動、弁護士会の委員会活動などの業務に立ち会い、弁護士業務の多様性ととも、法律に限らない幅広い知識の必要性を実感しました。トラブルを抱えた依頼者の方が先生への相談を通じて解決への糸口を見出し、次第に表情が晴れやかになっていく様子は印象的であり、弁護士のやりがいの一端を垣間見た気がします。このように、「法曹になりたい」という意欲をさらに掻き立ててくれる本科目は大変有益ですので、受講をお勧めします。

Ⅲ 展開・先端科目 Ⅲ 知的財産法Ⅰ

教員から

深沢 正志 教授(特許庁審査官)・蘆立 順美 教授

「知的財産法Ⅰ」では、特許法を扱っています。著作権法を扱う「知的財産法Ⅱ」とともに、知的財産法制度の枠組みや基本概念、実務上問題となる重要論点を整理しながら、基礎的知識の修得を目指します。応用例の解決に必要な法的知識および法的思考力を修得する「知的財産法発展」とあわせて、知的財産法の初学者であっても司法試験に向けた準備を着実に進められるよう工夫しています。

特許法は、権利行使等の実体的側面だけでなく、権利取得等にかかる手続的側面も有しており、特許庁の審査実務等に関する理解が必要とされます。そのため、研究者教員とともに実務経験豊富な特許庁審査官が実務家教員として講義を共同担当し、審査実務と法理論の双方から理解を深められるよう連携を取っています。

技術の高度化・多様化により生じる新たな法的課題に絶えず直面する特許法は、法改正が頻繁になされ、重要な判決が続々と出されています。学習は決して容易ではありませんが、ダイナミックに変化する社会を実感できる特許法の面白さを学べるような授業を心がけています。



受講生から

庄司 龍平さん



特許法は、発明という普段あまり接することのない概念を中心とし、経るべき手続も複雑であることから、イメージをつかみづらく混乱しやすい分野です。この授業では、研究者教員による具体例に基づく問いかけと、実務家教員による経験を踏まえた手続の解説を中心に講義がなされます。どちらも明快で焦点が絞られており、初学者である私でも、ぼんやりした理解や混乱は整理され、より深い理解・新たな発見に至ることができました。講義の密度は大変濃く、問いかけも厳しいため、準備は楽ではありません。しかし、だからこそ、得るものは多く、やりがいのある授業です。

実際の履修例

法学未修者



菅野 浩平さん
第3年次生

●法学未修者について

法学未修者は、1年間の学習で、法学既修者に追いつかなければならないため、第1年次は3年間のなかでも特に負担が大きい学年になります。基本7法を第1年次に学ぶことができ、先生と学生の対話を通じて網羅的に深く理解していくことができます。授業に臨むためには多くの予習復習が必要となりますが、自習室が24時間つかえるので、どの時間帯でも良い環境で勉強することができます。

1年間を通して法科大学院の授業に耐えうる勉強をすることを習慣づけることができ、この習慣は、第2年次からも大きな力になると思います。

●履修科目と勉強法

第3年次になると、科目の選択の幅が広がります。私はできるだけ司法試験に関係する科目を履修したいと思い、応用基幹科目を取得可能な限度いっぱいまでとりましたが、自分の興味のある科目を中心に取ることもできます。

法科大学院での勉強は、授業の予習復習が中心となりがちですが、授業とは離れた勉強をする時間を確保することも、学年があがるにつれ大切になってくると思います。特に第2年次後期以降は、司法試験に対応した勉強をする必要があり、そのバランスを考えて全体の勉強の配分を決めるようにしています。

履修年次	第1年次		第2年次		第3年次	
履修年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
前期履修科目	民法I(4) 刑法(4)	憲法(4) 民法II(4) リーガル・リサーチ(2)	実務公法(6) 実務民事法(14) 実務刑事法(8) 民事要件 事実基礎(2)	エクスターンシップ(2) 実務外国法(2) 法と経済学(2)	民事・行政 裁判演習(3)	応用行政法(2) 応用刑事訴訟法(2) 刑事裁判演習(3) ローヤリング(2) 環境法I(2) 環境法II(2) 租税法基礎(2) 民事執行・保全法(2) 倒産法(2) 少年法・刑事政策(2) 実務国際私法I(2)
後期履修科目		行政法(2) 民法III(4) 商法(4) 民事訴訟法(2) 刑事訴訟法(2)		法曹倫理(2)		応用商法(2) 刑事実務演習III(2) 応用倒産法(2) トランスナショナル 情報法(2) 実務国際私法II(2)

第1年次科目、基幹科目、応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目

カッコ内は単位数、平成26年度後期は予定

法学既修者



加藤 由衣さん
第3年次生

●履修科目の選択について

第2年次の時間割は、必修科目でほぼ埋まります。選択必修のエクスターンシップでは、弁護士の実際の仕事に触れ法曹に改めて魅力を感じると共に、学んだ知識を複雑な事実関係のもとで使いこなすことの難しさを実感し、本質を捉えた学習の必要性を認識しました。

第3年次では、履修科目の選択の幅が広がります。第2年次までに学習した考え方と関連付けながら、将来法曹として使える知識を身に付ける、という観点から科目を選択しています。

●勉強方法について

講義には、予習で「何がわからないのか、なぜわからないのか」を

できるだけ明確にした上で臨むことを心がけています。こうすることで、講義での先生とのやりとりを通じて、自分の考え方のどの部分に問題があったのかを正確に把握することができるからです。

空き時間には、友人と答案検討会を行っています。限られた時間の中で問題の所在を把握し、それをわかりやすく表現する力を身に付けるためには、友人の事案分析方法や表現を参考にしたり、自分の答案に対する客観的な指摘をもらったりすることが効果的だと考えています。

法科大学院には、学生が勉強に徹底して取り組むことのできる環境が整っています。これらの環境を最大限活用し、自分が取り組むべき勉強を継続することが大切だと思います。

履修年次	第2年次		第3年次	
履修年度	平成25年度		平成26年度	
前期履修科目	実務公法(6) 実務民事法(14) 実務刑事法(8) 民事要件 事実基礎(2)	エクスターンシップ(2) 実務法理I(2) 法と経済学(2)	民事・行政裁判 演習(3)	応用民法(2)、応用民事訴訟法(2)、 刑事裁判演習(3)、ローヤリング(2)、 模擬裁判(2)、環境法I(2)、 経済法I(2)、知的財産法II(2)、 民事執行・保全法(2)、倒産法(2)、 少年法・刑事政策(2)、実務国際私法I(2)
後期履修科目		法曹倫理(2)		応用商法(2)、刑事実務演習II(2)、 経済法II(2)、企業法務演習II(2)、 トランスナショナル情報法(2)

基幹科目、応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目

カッコ内は単位数、平成26年度後期は予定

法科大学院における学習

教育方法 ソクラティック・メソッド (対話型双方向授業)

法律家は、未知の問題に直面した際、誰に頼ることなく、自らの力で適切な解決を導かなければなりません。そのような主体的で創造的な判断ができるようになるためには、判例や基本書の記述の暗記にとどまることなく、日頃から、ものごとを批判的な眼でながめ、自分の頭で考え抜く訓練を重ねることが不可欠です。

そのための教育方法として、法科大学院では、ソクラティック・メソッドと呼ばれる方法が採用されています。教室では、予め検討課題と

して指定された事柄について、教員が投げかける質問に対し、学生が答え、その答えをもとにさらに質疑が重ねられます。そのような対話を通じ、そこで取り上げられた問題について、さまざまな視点から厳しい検討が加えられる過程を繰り返し経験することによって、受講生が、より深い理解に到達するとともに、法的な思考方法を体得することができるものと期待されています。

成績評価と進級判定

法曹の判断は、人々の人生を大きく左右します。法曹として必要な素養を有する者を社会に輩出するという教育機関としての責任を果たすため、法科大学院における成績評価は厳格に行われます。

本法科大学院は進級制を採用しており、各学年に配当された必

修科目の単位を取得するとともに、第1年次科目、基幹科目の単位加重平均値がそれぞれ65点以上であることが進級の要件とされています。同じ年次に在籍することのできる期間は2年です。

学習環境

本法科大学院では、最新設備を備えたエクステンション教育研究棟内で、授業、自習、資料収集、自主ゼミ、と学習のすべてが完結するようになっています。

自習室は原則24時間利用可能で、1人ずつ固定席が割り当てられます。法政実務図書室には約3万冊の蔵書があり、法科大学院での学習に十分な図書、法律雑誌を備えているほか、多様なデータベースが利用できます。各種判例や、法学教室・ジュリスト

等の記事は、データベースからオンラインで入手することも可能です。ゼミ室は授業に使用する時間帯を除いて、学生同士の自主ゼミに使用することができます。教員や事務室からの種々の連絡事項はインターネットを通じて行われます。エクステンション教育研究棟内では無線LANが利用でき、各自のコンピューターからネットワークに接続することができます。

学習支援

オフィス・アワー制度は、個別に面談し、授業や日々の勉強の中で生じた疑問について質問したり、勉強方法や将来の進路について相談したりするための制度です。教員によるオフィス・アワーのほか、本学修了生の弁護士によるオフィス・アワーも開かれています。

このほか、第1年次末と第2年次末には、助教や研究大学院博士後期課程に在籍する学生による春季補習ゼミが実施され、これまでの理解を確認する機会となっています。

修了生に対する支援

修了生の学習を支援するために「法務学修生」の制度が設けられています。法務学修生になると、自習室、法政実務図書室、ゼミ室、無線LAN等が利用できるほか、在学生の申込みがなかつ

た時間帯については、オフィス・アワーが利用できます。

そのほか、修了生に対して、研究会や講演会への参加を広く呼びかけ、随時、就職関係の情報も提供しています。

施設紹介



講義室

大型のスクリーンや最新の視聴覚機器
および情報通信設備を備えています。



演習室

小規模の授業のための教室です。



ゼミ室

授業で使わない時間帯は
自主ゼミに使うことができ
ます。日々、熱い議論が戦
われています。



模擬法廷室

模擬裁判の授業を行うための教室です。





法政実務図書室

広々としたスペースに、法科大学院での学習に必要な教科書、参考文献、判例集、法律雑誌などが網羅されています。



自習室

1人に1つ固定席が割り当てられ、原則24時間利用できます。個別にロッカーも貸与されます。



情報処理コーナー室

配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報の検索・収集やプリントアウトができます。

コモンルーム

飲食や休憩のためのスペースです。学生同士の交流や気軽な議論の場となっています。



修了生座談会「弁護士の仕事」

現在の仕事の内容

荒木 荒木昭子です。企業法務を中心に扱う東京の法律事務所に勤務して3年目です。大手の企業法務事務所と異なり、私の所属事務所はセクション分けがなされていないのが特徴です。私もこれまで、訴訟・調停と言った紛争案件はもちろん、M&Aのようなプロジェクト案件や、契約書のレビューなど、幅広い仕事をしてきました。また、企業だけでなく個人をお客様とする案件も多数お受けしていて、たとえば遺産分割や離婚などの家事事件、労働者側の労働審判、消費者紛争などの案件を取り扱っています。徐々に自分のやりたい方向がわかってきて、これからは幅広い仕事をこなしつつも、訴訟など紛争案件の仕事の比重を高めていきたいと思っています。お二人はいかがですか。

高島 高島梨香です。弁護士になって1年半になります。仙台でいわゆる「街弁」として活動しています。弁護士はボスと私の2人だけという小規模の事務所で、一般民事事件全般を取り扱っています。最近は離婚が多いのですが、そのほか交通事故、消費者被害、債務整理などです。ヤミ金融の人と電話で喧嘩することもあります。震災関係の仕事も多く、たとえば宮城県沿岸部の被災地3カ所に法テラスの出張所があるのですが、そこに出向いて相談を受けたり、津波で家屋を失った被災者が2重の住宅ローンを負担しないで済むようにするための減免制度があるのですが、その登録専門家として活動したりしています。原発の関係だと、今ちょうど原発ADRの申立てをしているところです。刑事事件も多く、今は裁判員裁判対象事件を受任しています。

成田 成田騎信です。高島さんと同じで弁護士2年目です。所属事務所は、東京弁護士会の支援を受けて設立された都市型公設事務所です。(平成25年5月現在)活動内容は「街弁」と似ていますが、「公設」事務所であることを活かして行政機関と連携したり、弁護士費用を用意することができない方やコミュニケーションが難しい方の案件など、一般の弁護士が受任しにくい案

件を積極的に受任するところに特徴があります。いわゆる「アウトリーチ活動」も積極的に行っています。アウトリーチとは相談機関の側が相談者の方に出向いて相談に乗るという活動のことで、高齢者や身体に障害がある方などへの出張相談を行っています。所属事務所は司法過疎地に赴任する弁護士の養成事務所でもあります。私も、来年、司法過疎地に赴任することになるため、いま必死で経験を積んでいるところです(平成26年4月1日からオロロンひまわり基金法律事務所に所属)。

弁護士の仕事のやりがい

高島 仕事にやりがいを感じるのはどんな時ですか。

成田 依頼者の笑顔に出会えた時です。たとえば「借金が沢山ある。公共料金も滞納してしまい、電気、水道、ガスが全て止まってしまった。このままでは生きていけない。」と暗い顔で相談に来られた方がいました。早速、受任して自己破産手続きを行い、ライフラインは全て復活しました。復活後にその方とお会いすると、笑顔で「やっと普通の暮らしを取り戻すことができました。」とおっしゃり、表情がガラリと変わりました。そういう瞬間に立ち会うことができた時は弁護士としてやりがいを感じます。

高島 同じですね。債務整理の場合もそうですし、離婚でも、どうしたらいいかわからないと思い詰めていた方が、問題が解決することで表情が変わっていくのを見ると嬉しいと思います。荒木さんはいかがですか。

荒木 根本的にはお二人と共通しています。私はチームで仕事をすることが多いので表に立つのは上の弁護士なのですが、それでもお客様から私個人あてに電話がかかってきて相談を受けることがあります。それに対応して有難



うございましたと言って頂くと、事務所ではなく私個人に頼ってもらえたんだな、とすごく嬉しく思います。

東北大学法科大学院について

高島 法科大学院を修了して何年か経ちますが、当時を振り返ってみていかがですか。

荒木 私は東北大学法科大学院ののびのびとしたところが好きでした。実務に出たら、判例も参考文献もないような問題に沢山出会います。自分で手掛かりになりそうな情報を集めて考えを組み立てなければならぬのですが、自分で調査して自分の頭で考えるという能力は



荒木 昭子さん
弁護士法人 大江橋法律事務所
東京事務所 弁護士
平成20年度修了生

法科大学院ですごく鍛えられたと思います。都会の学生さんを見ていると、受験技術や予備校などの情報が溢れていて、それは恵まれていることではあるのですが、多くの情報に影響されて窮屈そうだな、と感じることがあります。東北大学法科大学院では周囲に惑わされず目の前の授業に集中して、法律家としての物の考え方を教えて頂き、それを素直に飲みこむことができる環境だったところが良かったと思います。

成田 学生の人数が適度だったと思います。少人数のため先生との距離も近くて、オフィス・アワーや授業後に先生に十分質問できる環境は本当に良かったと思います。あとはもちろんソクラティック・メソッド。先生の質問に対し、いかに答えるかで反射神経・法的思考能力が鍛えられ、現在の法律相談に活きていると感じます。

高島 私も少人数で先生との距離が近いのは良かったと思いますね。また、研究棟が新しくなって、自主ゼミができる部屋が沢山あるし、学習環境は抜群だと思います。ただ、荒木さんとおっしゃる通りののびのびとした環境で、それは良いことである反面、意識していないと東北大の中で完結してしまうようなところがあります。インターネットなどを使って、自分でアンテナを張って欲しいと思います。

後輩へのアドバイス

高島 今、後輩の方にアドバイスするとしたら、どんなことでしょうか。

荒木 自分がなぜ法曹を目指すのか、自分はどんな法曹になり

たいのかを今のうちにじっくり考えてもらいたいと思います。私自身、弁護士になってから、一時期ですが、自分がなぜ弁護士になりたかったのか、これからどんな弁護士になりたいのかがわからなくなって悩んだ時があり、在学中にもっと考えておけば良かったと思いました。弁護士としての将来像が見えてきてからは、日々の仕事により充実感を感じられるようになりました。

高島 私からは、試験のための勉強はもちろん大事けれども、それ以外にも法科大学院でしかできない勉強が沢山あるので、頑張っ取り組んで欲しいということです。弁護士になって初めて接する問題が多く、少しでも法科大学院でその分野について勉強していれば、手掛かりにすることができたかなと思うことがあります。

成田 私から伝えたいのは、今、弁護士の数が増えて弁護士になっても仕事がないなど、後ろ向きの議論がすごく聞こえてきていますが、この社会には、法律が届かないために社会の片隅で1人悩み苦しんでいる人がまだまだ沢山いるということです。事件は無数にあるのだから、法曹としてやれることは沢山あります。また、荒木さんと同じですが、なぜ法曹になろうと思ったか、その原点はしっかり持っていて欲しい。お二人も毎日心の中にちょっと重りを感じることがあると思いますが、それは他人の人生を背負っているからだと思うんです。そういう重りに負けないためにも、法曹を目指した原点はしっかり確認して欲しいと思います。あとは勉強を頑張ってください(笑)。

高島 もっと勉強しておけば良かったと思いますよね(笑)。

荒木 学生として勉強している時はわからなかったけれど、依頼者を前にした時、法律は人の役に立てる道具になります。そうなった時に重りもだけどやりがいも感じられるので、将来そういうやりがいのある仕事ができるんだよってことは強く言いたいです。



高島 梨香さん
鎌田健司法律事務所 弁護士
平成20年度修了生



成田 騎信さん
オロロンひまわり基金
法律事務所 弁護士
平成20年度修了生

(平成25年5月集録)

法科大学院修了後の進路

修了生の進路

弁護士



平成20年度修了生
赤石 圭裕さん

弁護士法人 杜協同
阿部・佐藤法律事務所 弁護士

弁護士の仕事の魅力の1つは、常に新鮮な気持ちをもって仕事に取り組める点にあります。これまで企業法務、家事、倒産など様々な事件を扱ってきましたが、いずれの事案においてもどこか特有の問題があり、1つとして同じ事案はありません。また、弁護士は、社会の変化などに伴い未知なる法的問題に取り組んでいくこともあります。東日本大震災後に発生した、いわゆる被災者の2重ローン問題が典型例です。いずれの仕事も決して楽ではないですが、1つの結論(正解は決して1つではありません)に到達したときの達成感は何ともいえないものがあります。

このような未知なる法的問題に対応する力を身につける場が、法科大学院であると思います。法科大学院で学ぶ法律の数自体はわずかですが、基本的な法律に潜む発想を学ぶことによって、未知なる法的問題に直面した際に冷静に対処していける力が身についたと感じます。また、法科大学院の仲間と切磋琢磨してきた経験は、知識としても人脈としても今の仕事に活かしています。

最近の弁護士を取り巻く環境の変化は激しいですが、やりがいのある仕事であることには違いありません。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

検察官



平成20年度修了生
富谷 治亮さん

東京地方検察庁 検事

検察官の仕事は、「捜査」「公判」を通じて事件の真相を解明し、適切に処理することです。実際の事件は様々な問題点を含んでいます。限られた時間の中でそうした問題点を解決し、適切に処理するためには、自分自身の頭でとことん考える能力が必要です。私は、法科大学院での講義やゼミにおいて、先生方や仲間との議論のやり取りを通じてこの点を徹底的に鍛えられました。この日々の積み重ねが、検察官としての私の基礎になっています。そして、実務家の先生が時折話してくださる実務の話聞きながら、検察官への夢を強く抱いてきました。

公判ではあらゆるケースを想定し、事前に準備を重ねなければなりません。その分、検察官の立証が成功したときに感じる達成感も人一倍です。私がそのような気持ちを初めて感じたのは、「模擬裁判」の授業でした。刑事裁判における検察官の役割がいかに重いかを痛感しながら、同じ検察官役の仲間と準備に明け暮れた時間や、判決を聞いたときに感極まって泣きそうになったことは今も忘れられません。

法科大学院では、そんな充実した日々や、良き仲間が待っています。

裁判官



平成21年度修了生
齊藤 千春さん

さいたま地方裁判所 判事補

はじめまして。裁判官の齊藤千春と申します。現在はさいたま地方裁判所の民事部で左陪席を務めさせていただいております。私が担当する事件は、合議事件といって3人の裁判官が合議体を組んで取り扱う事件です。事件数が多く、内容についても複雑なものが多く、日々の事件処理に苦労しているところではありますが、和解が成立したり、判決が確定すると、当事者が昨日までの紛争を乗り越えて明日へと踏み出すお手伝いできたようで、改めてこの道を選んでよかったと感じます。

事件は1つ1つ個性があり、そこで問題となる事柄も様々です。新しい法律問題、未知の専門分野に出会うこともしばしばで、限られた時間の中でまさに走りながら考えることが要求されます。そのような法律家として要求される基礎体力を養ってくれたのが法科大学院での教育ではなかったかと思います。自分の力で調査する、考える、考えを人に伝える、単純なことですがこれが法律家の大事な能力ですし、法科大学院の教育はこれらの点を鍛えるためにあったのだと思います。

これから法曹を目指される皆さん、いつかどこかの法廷でお会いできるのを楽しみにしております。

法科大学院修了後のキャリア支援活動

在学生、修了生を対象に、「連続講演会」と題して、実務法曹の方々をお招きし、法曹の仕事の魅力やキャリア設計に関する考え方などについて、直接お話しいただく機会を設けています。また、毎年秋に開催する「合格者と語る会」では、直近の合格者から、試験に向けた学習方法や学習計画のたて方、自身の経験を踏まえた反省点などを聞くことができます。

司法試験の合格発表直後には、合格者に対する就職支援説明会を行い、司法修習に関する説明のほか、実務家教員や先輩法曹から、司法修習生としての心構え、就職活動（事務所訪問・面接）上の注意点についてもお話しています。

在学生、修了生に対する求人情報（法律事務所、官公庁、企業法務部など）についても、随時提供しています。

法科大学院の同窓会は、講演会や懇親会を実施して、修了生同士の親睦を深めるとともに、在学生との交流も積極的に行っています。今後、在学生への学習支援、修了生への就職支援の拡充を計画しています。



連続講演会

司法試験合格状況および進路

司法試験合格状況および進路(合格年別)

合格年	受験者数	最終合格者数	進路					修習生	その他
			裁判官	検察官	弁護士	公務員等			
平成18年	42	20		2	18				
平成19年	96	47	3	2	42				
平成20年	127	59	2	2	53				2
平成21年	154	30	1	1	27	1			
平成22年	159	58	5		53				
平成23年	170	54	1	2	49	2			
平成24年	173	38	3	2	28				5
平成25年	173	39						39	
合計	1094	345	15	11	270	3		39	7

司法試験累積合格率(修了年度別)

修了年度	修了者数		合格者数		累積合格率		
	既修	未修	既修	未修	既修	未修	計
平成17年度	45	-	29	-	64%	-	64%
平成18年度	49	30	36	22	73%	73%	73%
平成19年度	52	41	37	19	71%	46%	60%
平成20年度	67	41	40	18	60%	44%	54%
平成21年度	53	33	35	20	66%	61%	64%
平成22年度	54	44	26	17	48%	39%	44%
平成23年度	51	38	14	14	27%	37%	31%
平成24年度	47	23	17	1	36%	4%	26%
合計	418	250	234	111	56%	44%	52%

後継者養成コース(大学院博士後期課程への進学について)

東北大学大学院法学研究科では、将来、法科大学院において、研究者教員または実務家教員として高度な法曹養成教育を実施できる人材を養成するため、研究大学院の博士後期課程に「後継者養成コース」を設置しています。

本コースの入学者は、研究大学院に在籍して、研究者及び実務家の複数の教員の指導を受けながら、法の理論と実務にわたる研究を行い、その成果を博士論文にまとめることにより、博士(法学)の学位取得を目指すこととなります。本課程を修了し、学位を取得した者は、将来、法科大学院において法学教育に従事するほか、法律実務の世界において高度の専門性を有する人材として活躍することが期待されています。

平成26(2014)年度からはカリキュラムが見直され、本コースの入学者

のうち法曹資格を有する者を対象に、長期間にわたって提携先の法律事務所に出向き、現実に事件を受任・担当することを通じて、中堅・ベテランの指導担当弁護士から、事務処理の実際について学ぶことを内容とする科目を新設しました。この科目の履修を通じて、専攻分野に関する視野を広げ、問題意識を磨くとともに、実務法曹として活躍するための修練を積むことが可能となることでしょう。

本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、一定の給与を支給します。フェローは、法科大学院における実務教育支援業務に従事することが予定されています(フェロー制度の詳細については、<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/fellow.pdf> をご参照ください)。

F A Q

Q 入学後に仕事を続けることは可能でしょうか？

A 法科大学院生は多忙です。授業の予習・復習の負担が重く、入学後も仕事を続けることは困難でしょう。

Q 夜間や土日のみ通って、修了することはできますか？

A できません。夜間や土日に必修科目は開講されていません。

Q 寮はありますか。

A あります。毎年2～3月に定期募集を行っています。入寮条件や募集要項の配布については、寮によって異なります。詳しくは東北大学ウェブサイトをご覧ください。

東北大学ウェブサイト（学寮）

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/05/studentlife0502/>

Q 仙台の生活環境について教えてください。

A 仙台は東北帝国大学が創設された時代から研究者や学生を大切に、学問のための環境を整えることに努め、「学都」と呼ばれてきた街です。街には広瀬川が流れ、東北大学植物園には仙台城築城以来の自然林が保存されるなど、百万都市でありながら、豊かな自然に恵まれています。

仙台の気候の特徴は、夏は暑すぎず、冬も極端に寒くなることはないということです。冬は雪が降りますが、降雪量は多くなく、積雪が溶けずに長く残るということはありません。

法科大学院は仙台市の中心部の利便性の高いところにあります。学生の多くは大学の周辺に住んでいます。

仙台市の中心部は東日本大震災の影響が比較的軽微なもので済み、現在では、震災前と変わらない生活が戻っています。法科大学院の施設も安全性が確認されています。

春



冬



夏



秋



片平キャンパスの四季

教員一覧

法学研究科長	
渡辺 達徳	実務民事法
法科大学院長	
成瀬 幸典	刑法 応用刑法 実務刑事法
教 授	
蘆立 順美	法学の基礎 知的財産法I・II 知的財産法発展
阿閉 正則 【実務家(派遣裁判官)】	法曹倫理 民事要件事実基礎 民事法発展演習
飯島 淳子	リサーチペーパー
稲葉 馨	行政法
植木 俊哉	国際法発展 国際法発展演習
大内 孝	西洋法曹史
樺島 博志	リーガル・リサーチ 実務法理学I・II 外国法文献研究II(ドイツ法)
官澤 里美 【実務家(弁護士)】	法曹倫理 リーガル・クリニック エクスターンシップ
久保野恵美子	実務民事法 応用民法
坂田 宏	民事訴訟法 実務民事法 民事執行・保全法
坂本 忠久	日本法曹史演習
佐々木弘通	憲法
佐藤 隆之	実務刑事法 応用刑事訴訟法
佐藤 裕一 【実務家(弁護士)】	ローヤリング 民事法発展演習
信濃 孝一 【実務家(裁判官)】	実務民事法 民事・行政裁判演習 民事法発展演習
澁谷 雅弘	租税法基礎
芹澤 英明	リーガル・リサーチ 実務外国法 現代アメリカの法と社会 外国法文献研究I(英米法) トランスナショナル情報法
中原 茂樹	実務公法 応用行政法
糠塚 康江	法律基礎演習 応用憲法 ジェンダーと法演習
深沢 正志 【実務家(特許庁審査官)】	知的財産法I

水野 紀子	民法I・III 実務民事法 医事法
矢部 良二 【実務家(派遣検察官)】	実務刑事法 法曹倫理 刑事裁判演習 模擬裁判 刑事実務基礎演習 刑事実務演習II
吉原 和志	実務民事法 応用商法 金融商品取引法
准教授	
阿部 裕介	法律基礎演習 民法I 応用民法
石綿はる美	リサーチペーパー
井上 和治	刑事訴訟法
今津 綾子	リサーチペーパー
遠藤 聡太	法律基礎演習
金谷 吉成	リーガル・リサーチ トランスナショナル情報法
北島 周作	リサーチペーパー
桑村裕美子	実務労働法I・II
清水真希子	法学の基礎 商取引法演習
白井 正和	応用商法
滝澤紗矢子	法学の基礎 経済法I・II
竹下 啓介	実務国際私法I・II
嵩 さやか	外国法文献研究III(フランス法) 社会保障法
得津 晶	商法
中林 暁生	実務公法
中原 太郎	民法I 実務民事法
西本健太郎	リサーチペーパー
森田 果	実務民事法 法と経済学
客員教授	
石井 彦壽 【実務家(裁判官)】	民事法発展演習
関根 攻 【実務家(弁護士)】	リーガル・クリニック 企業法務演習I
兼任教員(非常勤講師)	

本法科大学院ウェブサイトの教員紹介をご覧ください。

#

奨学金制度

JR東日本奨学生（給付）

各年度末の第1年次生・第2年次生の成績優秀者に奨学金30万円を給付します。第1年次生については、第1年次科目単位加重総得点の高得点者上位数名、第2年次生については、基幹科目単位加重総得点の高得点者上位数名に給付しています。

日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金（貸与）

日本学生支援機構奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金であり、修了後に返還する義務があります。法科大学院（修士課程相当区分）の学生に対する奨学金には、第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）、両方の奨学金の併用貸与があり、本法科大学院においては、これまでのところ、種類を問わなければ、申請したほぼ全ての学生に奨学金の貸与が認められています。

また、在学中に特に優れた業績をあげた者として、日本学生支援機構が認定した学生は、貸与期間終了後に奨学金の全額または一部の返還が免除されます。（日本学生支援機構：<http://www.jasso.go.jp/>）

東北大学元気・前向き奨学金（給付）

東日本大震災で学費負担者が被災した学生向けに、その被害の状況に応じて、「最短修業年限」又は「1年間」、返還を必要としない東北大学独自の奨学金を毎月10万円支給します。

過去4年の入学試験結果

コース	平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度	
	志願者数	合格者数	志願者数	合格者数	志願者数	合格者数	志願者数	合格者数
既修者	81	50	130	55	157	64	217	67
未修者	53	21	60	24	57	27	73	31
合 計	134	71	190	79	214	91	290	98

平成26年度合格者データ

合格者数 71名（法学既修者50名、法学未修者21名） **男女比** 男性60名、女性11名

年齢構成 20歳代63人、30歳代4人、40歳代3人、50歳代1人

出身大学 東北大学法学部28人、東北大学他学部2人、中央大6人、北海道大5人、新潟大3人、岩手大2人、筑波大2人、東京大2人、京都大2人、同志社大2人、弘前大1人、山形大1人、福島大1人、長岡技術科学大1人、徳島大1人、東北学院大1人、東北薬科大1人、慶應義塾大1人、国際基督教大1人、日本大1人、法政大1人、明治大1人、立教大1人、創価大1人、日本文化大1人、立命館大1人、京都産業大1人

入学試験 Q&A

Q 「法科大学院全国統一適性試験」とはどんな試験ですか？

A 適性試験管理委員会が実施する試験です。平成26年は、第1回は5月25日（日）に、第2回は6月8日（日）に実施されました。

Q 「法科大学院既修者試験」とはどんな試験ですか？

A 法学検定試験委員会が実施する短答式試験です。平成26年は7月20日（日）に実施されます。

Q 過去の入試問題を入手することはできますか？

A 入試問題および出題趣旨を本法科大学院のウェブサイトを確認することができます。メニューの「入試情報」から「過年度入学試験問題」をご参照ください。

Q 各種資格証明書はどのように評価されますか？

A 出願書類に各種資格証明書（各種職業資格を証明できる書類、旧司法試験短答式試験、論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等）またはその複写物を自由に添付することができます。各種資格証明書は、加点の対象となることはありませんが、減点の対象となることはありません。

ただし、たとえば、勤務先の上司や大学の指導教員等がその個人的評価に基づいて作成する、いわゆる推薦状については、採点の対象としません。

また、法学未修者の選考においては、法学の専門的知識の修得の有無を示すような書類（旧司法試験短答式試験、論文式試験の合格を証明できる書類等）は、採点の対象としません。

Q 大学（学部）の成績証明書は、合否判定においてどのように評価されるのですか？

A 第1次選考および第2次選考の書類審査で評価対象となります。それ以上に具体的に、提出していただいた各種書類の評価方法については公表していません。

Q 仙台以外でも入学試験を受験することができますか？

A 第2次選考は、仙台会場のほか、東京会場において受験することができます。

Q 法学専門科目筆記試験に六法を持ち込むことはできますか？

A 六法の持ち込みはできません。法学専門科目筆記試験では六法を貸与します。

東北大学法科大学院所在地MAP



TOHOKU
UNIVERSITY

TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

東北大学法科大学院

◆お問い合わせは◆

東北大学 法学部・法学研究科 専門職大学院係
 〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 TEL.022-217-4945
 ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

2014年5月発行